

## 平成 31 年度新規開所等保育施設事業者向け説明会

日付：平成 31 年 1 月 30 日（水）

時間：10:00～16:00

会場：神奈川県民ホール大会議室

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 議事

- 1 施設・事業を運営する際の留意事項について……………留意事項・次第
- 2 支給認定・利用調整について……………資料 I
- 3 連携施設の設定について……………資料 I
- 4 連携施設への進級について……………資料 I
- 5 重要事項説明・運営規程・利用契約書等について……………資料 I
- 6 実費徴収・特定負担額について……………資料 I
- 7 土曜日共同保育について……………資料 I
- 8 業務管理体制の整備……………資料 I
- 9 請求事務の概要……………資料 I
- 10 利用者負担・補足給付……………資料 I
- 11 公定価格・向上支援費……………資料 I
- 12 処遇改善等加算 I、II 及び職員処遇改善費……………資料 II
- 13 障害児等保育……………資料 I
- 14 保育時間の考え方……………資料 I
- 15 延長保育……………資料 I
- 16 一時保育……………資料 I
- 17 休日保育……………資料 I
- 18 事務連絡……………次第

※特段記載の無い限り平成 30 年度現在の内容であり、平成 31 年度においては変更となる場合があります。

#### 3 閉会

◆お問い合わせ先

本説明会に関するお問い合わせは、次の担当までご連絡くださるようお願いいたします。

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設・事業を運営する際の留意事項について	保育・教育人材課	045-671-2397
2	支給認定・利用調整について	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
3	連携施設の設定について	こども施設整備課	045-671-4154
4	連携施設への進級の仕組みについて	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
5	重要事項説明・運営規程・利用契約書等について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
6	実費徴収・特定負担額について		
7	土曜日共同保育について		
8	業務管理体制の整備		
9	請求事務の概要	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
10	利用者負担・補足給付	保育・教育運営課 システム担当 運営指導係	045-671-2709 045-671-3564
11	公定価格・向上支援費*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
12	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費*		
13	障害児等保育	保育・教育運営課 運営調整係	045-671-2396
14	保育時間の考え方	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
15	延長保育*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
16	一時保育	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
17	休日保育		
	*：制度に関するお問合せ		

◆本日の説明会資料のアップロード先（運営規程等のひな形もこちらにアップします。）

・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ(横浜市ウェブページ)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

◆その他、参考になるウェブページ

・新制度全般(内閣府ウェブページ)

…幼児教育・保育の無償化の国における検討状況はこちらをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

# 信頼される施設運営

1

## マスコミで大きく取り上げられた事例

### ◆ 法人及び施設等の運営に関すること

- ・理事長による二重請求及び職員等への過剰な旅費等の支出
- ・おむつ代等の名目で保護者から徴収した多額の現金を簿外で管理
- ・苦情記録が整備されていない等の不適切な苦情対応
- ・本市監査に対して事実と異なる報告 等

➡ 理事等、役員体制の刷新

### ◆ 園運営に影響を及ぼす重大な案件したケースの発生

- ・年度末に一度に大量の保育士が退職

➡ 1年後の急な休園

2

## 施設運営への影響

不適切な事案が発覚し、信頼を失うと……

- ◆ 保護者や地域からの日々の園運営への協力が得にくくなる。
- ◆ 入所希望者が減少する。
- ◆ 保育士確保が一層困難になる。
- ◆ 資金借入が困難になる。 など

……より良い保育が困難に

3

## 不適切な事案の続発



運営費が子どものために使われないのでは？

公的資金使って保育を行うことへの疑義  
保育にかかる制度への疑念

ほとんどの施設は適切に運営されているにも関わらず  
保育に携わる多くの方々への影響も……

- 運営に携わる全ての方が、他人事とせず、受け止め
- 法人や施設等の運営状況を確認
- 適正な園運営、会計処理、給付費の請求等の徹底

4

## 信頼される施設運営に向けて

「やって当たり前のことを手を抜かずにきちんとやる」  
「やってはいけないことは行わない」

→ **実は難しい**

そもそも「やって当たり前のこと」がこれまでの経験や  
立場、状況によって変わってくることも

今までこれで大丈夫だったから……

そこまでやらなくても……

忙しいから……

チョットぐらいは……

5

## 会計規則の適正化・順守

### ◆ 現金の管理

現金の管理方法の明確化と徹底 複数で管理 等

### ◆ 実費徴収

必要最低限 内訳の明示 保護者の同意 等

### ◆ 出納手続

発注者と納品確認を行う者を分ける 等

### ◆ 旅費

対外的に理解が得られる規定の整備 等

6

# 事故予防・事故対応

◎マニュアルの定期的な内容の再確認、全職員への徹底

## ◆ 頭部や顔の怪我

市立園では原則病院へ連れて行く

受傷時の状況を病院にも園が責任をもって説明する

## ◆ 食物アレルギー

### 「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の確認

調理手順、配膳、食事中 各時点での予防

誤食・誤飲後の迅速な対応

(病院へ連れて行くことも含め)

重篤な結果につながりかねない事案には、

職員全員が最悪の事態を想定しつつ行動する意識付け

「施設・事業を運営する際の留意事項について」の

「事故防止と事故対応」の項目をあわせてご確認ください。

7

## 保護者からの苦情

…質の向上につなげる機会

傾聴・十分な説明・必要な改善

第三者委員への報告 対応内容の公表

⇒保護者や地域からの信頼

繰り返される苦情の後ろに、

保護者の苦しみ・抱える課題が潜むことも

貧困、DV、周囲からの協力が無い、

育児への強い不安、不安定な精神状態 など

園だけで解決が難しい問題は、区役所や児童相談所など  
関係機関との連携

8

# 運営指導について

## ◆運営指導の主旨

児童の身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準の確保、安全の確保、児童の福祉と保育・教育の質の向上と維持のため、施設及び事業者に対して運営指導、助言を行います。

◆「施設・事業を運営する際の留意事項について」の「特定教育・保育施設等における運営指導について」の項目をあわせてご確認ください。

◆必要に応じて実地により確認するため、予告なしに立入確認させていただくことがあります。御協力をお願いします。

## <予告なしの立入確認例>

- ・重大事故が起きた場合
- ・通報、苦情、相談等により重大事故が発生する可能性が高い場合
- ・運営指導や指導監査後における改善状況等の確認

9

## 保育の内容・質が注目される時代

◆公費を使って事業を行う以上、保護者だけでなく、地域住民・市民・議会・マスコミ等への**説明責任**がある。

◆コンプライアンス(社会的要請に応える)への一層の対応

組織内に第三者の目 (監査法人による会計監査 第三者委員)  
理事に保育や法人運営に明るい人 理事会を議論をする場に

◆インターネットで誰もが情報発信

SNS LINE 等で不確実な情報が拡散してしまう。

⇒速やかな対応が求められる

※重篤な事件・事故等が発生した場合は、区に一報を

10

# 平成30年度からの新たな取り組み

## ◆組織マネジメント等講習(3部構成)

- ・対象:施設長・運営法人の管理責任者
- ・コンプライアンスを基盤においた施設運営に向け  
組織基盤の現状を再確認する機会

## ◆巡回訪問

- ・目的:保育中の重大事故等を予防し、  
安全面を中心に保育の質を向上
- ・状況を確認し必要に応じてアドバイス

11

**より一層の安全・安心な保育の実現、  
信頼される施設運営に向けて  
サポートをさせていただきたい**

**未来を担う子どもの健やかな育ちを  
支えるためにともに取り組んでいきましょう**

12

各保育・教育施設等の皆様

# 巡回訪問

～市内保育施設を巡回訪問員が順次訪問させていただきます～

日時 直接電話でご相談させていただきます

時間 9:00～16:00（うち1～2時間程度）

園内を見せていただいた後、お話を伺わせていただきます

- 年齢に合った保育の環境設定って？
- 食事の時の工夫は？
- 外遊びや散歩のときに気をつけることって？
- 保護者との良好な関わり方は？

など・・・一緒に考えます



※保育のご相談などご連絡いただければ、随時対応いたします

連絡先 045-681-0929  
（こども青少年局 保育・教育運営課）

日々の安全安心な保育のために心がけたいことって？

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">食事のポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アレルギー対応について職員全員で共有していますか</li> <li>2. 異物混入に気を配っていますか</li> <li>3. 誤嚥・窒息に注意を払っていますか</li> <li>4. 食事を援助する際の留意点             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア こどもが自分の意思に基づいたタイミングで食べられていますか</li> <li>イ ひと口の量がひとり一人のこどもに合っていますか</li> <li>ウ 食べ物を飲み込んだことを確認していますか</li> <li>エ 水分を適切に摂りながら食べることができていますか</li> <li>オ 眠くなっているこどもや泣いているこどもに食事を無理に食べさせていませんか</li> <li>カ 気持ちよく食事ができるテーブルと椅子が用意されていますか</li> <li>キ 授乳の後、必ず排気していますか</li> </ul> </li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">睡眠のポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プレスチェックの留意点             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 0歳＝5分、1歳＝10分間隔で呼吸の確認をしていますか</li> <li>イ 呼吸確認および体位や確認者なども記録していますか</li> <li>ウ 体位や顔色、ミルクや食べ物などの嘔吐物に留意していますか</li> </ul> </li> <li>2. 布団の形状や材質（柔らかすぎで顔をふさぐことも）に留意していますか</li> <li>3. ひも状のもの（よだれかけのヒモや布団カバーのヒモ等）がこどもの傍に置いてありませんか</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安全管理上のポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険個所に留意             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員から見て死角はありませんか</li> <li>イ 家具の転倒防止策はしてありますか</li> <li>ウ 高いところに物は置いてありませんか</li> <li>エ 床・扉の状況（つまづく・すべる・はさむ）</li> </ul> </li> <li>2. 散歩             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人数確認をおこなっていますか</li> <li>イ 引率職員の役割分担は明確になっていますか</li> </ul> </li> <li>3. プール遊び・水遊び             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 職員の役割分担は明確になっていますか</li> <li>イ 園児の健康管理を確実に行っていきますか</li> <li>ウ 余裕ある計画をたてていますか</li> </ul> </li> <li>4. 事故予防、事故防止に関する留意点             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ヒヤリハットや事故事例の共有をしていますか</li> <li>イ 職員全員が役割分担・連携（声のかけ合い）の重要性を認識していますか</li> </ul> </li> </ol>

# 要援護者施設における避難確保計画及び概要版の作成について

## 1 概要

本市では、横浜市防災計画「風水害等対策編」において、「水防法」又は「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」どちらかに所在する要援護者施設について、その名称及び所在地を市防災計画に定めることとしています。

また、平成 29 年 6 月に一部改正された「水防法」及び「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、これらの施設の所有者又は管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに、洪水時、土砂災害発生時を想定した訓練を実施することが義務付けられたことから、避難確保計画の作成とその計画に基づく訓練の実施をお願いいたします。

## 2 対象施設・事業所

認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室、認可外保育施設 ※幼稚園及び幼稚園型認定こども園についても同様に実施していただく必要がありますが、神奈川県からの依頼に基づき対応してください。

## 3 依頼内容

ステップ①～②は全ての「2 対象施設・事業所」に行っていただきます。

避難確保計画及び概要版作成の該当施設・事業所はステップ③に進んでください。

### (1) ステップ①：

避難確保計画作成の該当施設かどうか横浜市HP わいわいマップから確認します。

横浜市のHPに掲載がありますので、以下のA又はIの方法で検索してください。

A   で検索

I <http://www.city.yokohama.lg.jp/index.asp?dtp=6>

横浜市役所HPトップ> (右上にあります)>>

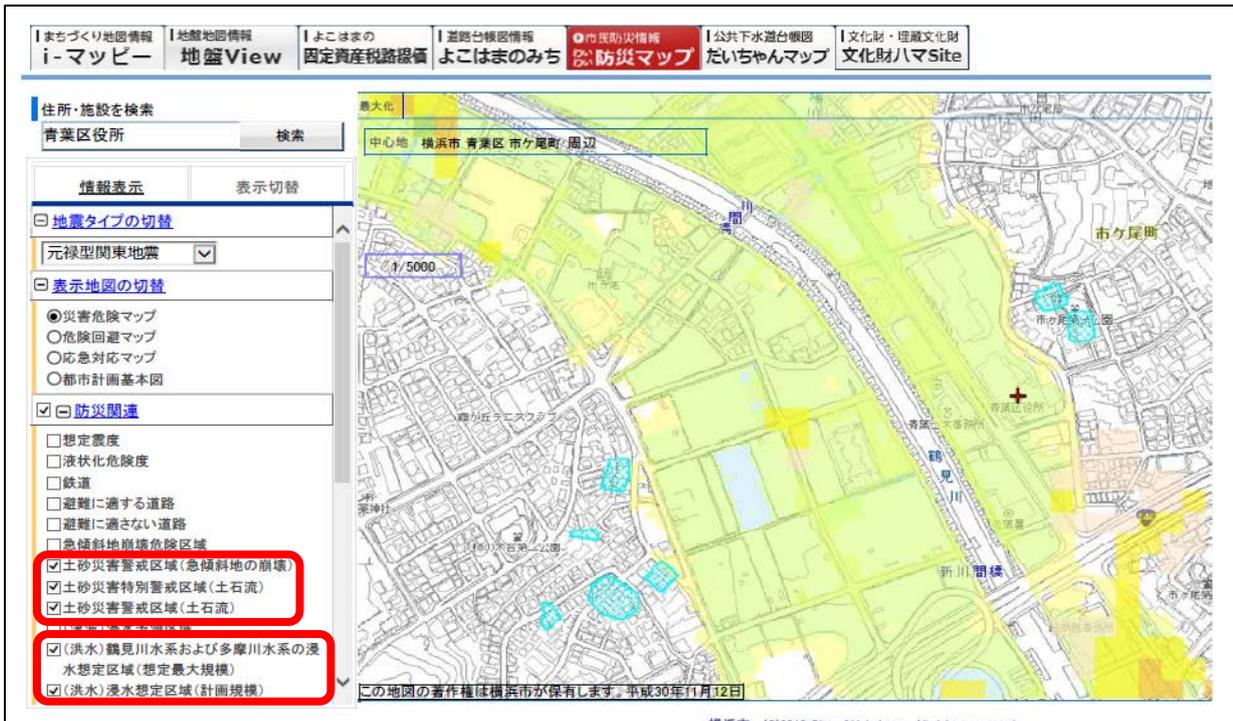
住所またはその一部を入力してください  
横浜市 (例) 中区港町1-1

区を選択してください。

<a href="#">青葉区</a>	<a href="#">神奈川区</a>	<a href="#">西区</a>
<a href="#">中区</a>	<a href="#">港南区</a>	<a href="#">港北区</a>
<a href="#">保土ヶ谷区</a>	<a href="#">旭区</a>	<a href="#">磯子区</a>
<a href="#">金沢区</a>	<a href="#">港北区</a>	<a href="#">緑区</a>
<a href="#">青葉区</a>	<a href="#">都筑区</a>	<a href="#">戸塚区</a>
<a href="#">栄区</a>	<a href="#">奥区</a>	<a href="#">瀬谷区</a>

ここで新規施設・事業所の住所を検索します！

避難施設 処理施設  
避難施設 配



- (洪水) 鶴見川水系および多摩川水系の浸水想定区域 (想定最大規模)
- (洪水) 浸水想定区域 (計画規模)
- 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害特別警戒区域 (土石流)
- 土砂災害警戒区域 (土石流)

上記5つに☑を入れていただき、施設・事業所が地図上で想定区域内に入っていれば避難確保計画及び概要版の作成該当施設・事業所です！

## (2) ステップ②

避難確保計画作成の該当施設かどうか神奈川県HPの地図から確認します。

神奈川県HPに掲載がありますので、以下のア又はイの方法で検索してください。

ア   で検索

イ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html>

※神奈川県HPです。

「帷子川水系」「大岡川」「宮川」「侍従川」「境川」の5つを確認し、

施設・事業所が地図上で想定区域内に入っていれば

避難確保計画及び概要版の作成該当施設・事業所です！

(3) ステップ③ (ここからはステップ①②の該当施設のみ作成していただきます。)

以下のア及びイを作成、提出していただき、作成した計画に基づき避難訓練を行ってください。

ア 避難確保計画の作成、提出

(提出先：各区総務課)

以下URLより「横浜市要援護者施設の避難確保計画作成マニュアル」をご覧ください  
だけです。ご参照ください。

【<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/yokohama-shinsui/chika-manual/>】

イ 施設掲示用避難確保計画概要版の作成、提出

(提出先：こども青少年保育・教育運営課 運営指導係)

以下URLより「施設掲示用避難確保計画概要版」のひな形をご覧ください  
です。ご参照ください。

横浜市HP > 子ども・子育て支援新制度 > 事業者の皆さまへ > 横浜市からの通知・  
お知らせ

【<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/oshirase/20171110105202.html>】

横浜市 子ども・子育て支援新制度

事業者の皆さまへ

このページでは、事業者の皆さま向けの情報を、随時更新してお知らせしていきます。

**横浜市からの通知・お知らせ**  
横浜市から施設あてのお知らせを随時掲載します。

「請求事務について」のページはこちら  
新制度の請求事務に関する情報や様式を随時掲載しています。

「平成29年度給付対象施設・事業 要綱・様式」のページはこちら  
休日保育・一時保育・障害児等保育・事故報告書・感染症報告書について掲載しています。

「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について」のページはこちら

横浜市 子ども・子育て支援新制度

横浜市から施設へのお知らせ

こちらページでは、横浜市から施設あてのお知らせを随時更新してお知らせしています。

平成30年度

日付	通知
1月30日	新規園向け説明会資料内の事務連絡 <要援護者施設における避難確保計画及び概要版の作成について概要版> 施設掲示用避難確保計画概要 (遡水) 施設掲示用避難確保計画概要 (十秒) 施設掲示用避難確保計画概要 記載方法 (遡水) 施設掲示用避難確保計画概要 記載方法 (十秒)
11月2日	保育施設長向け組織マネジメント講習 (組織マネジメント編) 及び保育施設長向け組織マネジメント講習 (リスクマネジメント編) について 開催要項: 組織マネジメント編 開催要項: リスクマネジメント編

ウ 避難確保計画に基づく訓練の実施

#### 4 提出期限

提出期限については4月以降に別途通知しますので、作成後は

施設・事業所で保管してください！

#### 5 問い合わせ先

(1) 避難確保計画（提出は各区の総務課です。）

総務局危機対処計画課

電話：045-671-4096

FAX：045-641-1677

(2) 避難確保計画概要版

こども青少年局保育・教育運営課

電話 045-671-3564

FAX：045-664-5479

Email：[kd-uneishidou@city.yokohama.jp](mailto:kd-uneishidou@city.yokohama.jp)

## インターネットによる求人情報のお知らせ

**福祉のお仕事** <https://www.fukushi-work.jp>



\*2017年4月よりリニューアル



### \*求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

### \*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

\*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

## かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

[www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。  
当センターへの登録もここからできます。

## 保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

### 🌸求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理師、保育補助員等

### 🌸求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設、院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人  
神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉人材センター内

## かながわ保育士・保育所支援センター

開所時間 月 ▶ 土曜日 9:00 ▶ 17:15 (12:00 ▶ 13:00 昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市新奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail [hoiku\\_jinzai@knsyk.jp](mailto:hoiku_jinzai@knsyk.jp)

HP [www.kanagawahoiku.jp](http://www.kanagawahoiku.jp)

Illustration by Osamu Kawamura

資格をいっしょにして、子どもたちの笑顔につつまれ、働きたい!  
そんなあなたを応援します。

# かながわ保育士・保育所支援センター

保育士を  
紹介してほしい

もう一度保育士として  
働きたい

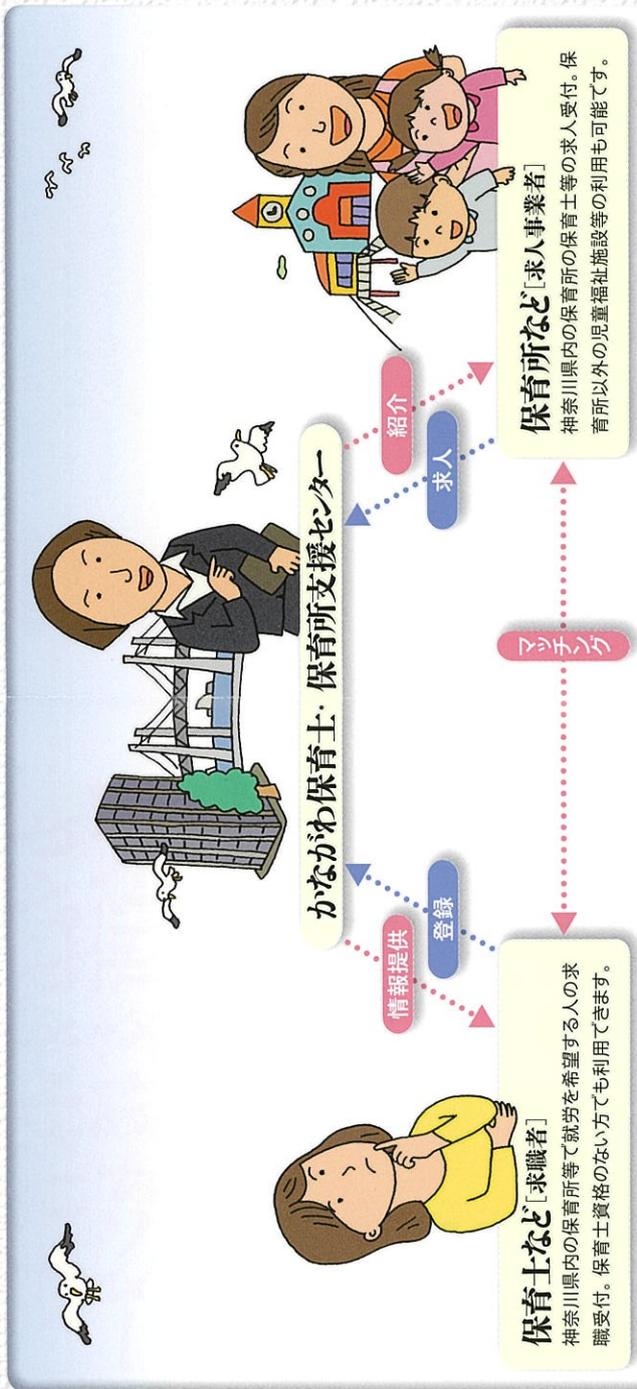
保育所の看護師や  
栄養士を募集したい

保育士の資格を  
いっしょに働きたい



かながわ保育士・保育所支援センターにご応募ください

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。



**まずはセンターに登録!**  
さまざまな情報やアドバイザーが受けられます。

かながわ  
支援センター  
保育所

**いずれ就職しよう!**  
考えている方

**すぐに就職したい方**

- ◆ 就職相談
- ◆ 職場見学等の調整
- ◆ 求人情報の提供
- ◆ 就職先の紹介

- ◆ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ◆ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

**就職相談コーナーネット**

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。

ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



**出張相談の実施**

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

**職場見学等の調整**

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

**保育に関する情報提供**

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

**就職支援セミナー・相談会の開催**

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

**就職支援セミナー**

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

[例] 保育園の一日の流れ、仕事の内容  
保育をめぐる最近の状況  
保育の仕事に復職・転職した人の経験談等



**就職相談会**

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



保育士資格をもっているが、  
保育の仕事をしたことがない方または、  
保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

**保育士就職準備金について**

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの職登録および求職登録が必要です。

**職登録** [www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp](http://www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp)

**求職登録** [www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp](http://www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp)

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

**TEL** 045-312-4816

## 横浜市Webサイトに掲載する施設情報の確認について（依頼）

---

事務連絡

平成31年1月30日

市内給付対象施設・事業所設置者 各位

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課長

### 横浜市Webサイトに掲載する施設情報の確認について（依頼）

日頃から、本市の保育行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市こども青少年局では、横浜市Webサイトに各施設・事業所の情報を掲載しております。

つきましては、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

#### 1 新規園について

下記URLからホームページ更新依頼票（以下、「様式」）をダウンロードし、全ての項目について入力の上、3月18日（月）までに【4 提出先】へEメールでご提出ください。

開所以降に掲載内容が変更した場合も随時受け付けておりますので、お手数ですが掲載内容に変更のある場合は当様式のご提出をよろしくお願いいたします。

#### 2 既存園について

下記URLから貴施設・事業所を検索し、掲載情報を確認してください。

掲載情報の更新が必要な場合は、下記URLから様式をダウンロードし、更新が必要な項目について入力の上、**【4 提出先】**へEメールでご提出ください。

#### 3 事業所検索・様式ダウンロードURL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/>

#### 4 提出先

[kd-uneishidou@city.yokohama.jp](mailto:kd-uneishidou@city.yokohama.jp)

#### 5 その他

2019年3月中を目途に、横浜市ホームページがリニューアルされる予定です。

リニューアル後は上記のURLが変更になる可能性があります。

ご不明な点がございましたら、保育・教育運営課運営指導担当までご連絡ください。

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 運営指導係

TEL: 045-671-2427